

令和3年度都区財政調整協議会幹事会協議内容（第2回都区財政調整協議会：R4. 1. 6）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	広報広聴費の見直し	特別区において有料広告事業を行っている実態を踏まえ、特定財源として「広告料収入」を新規算定する。 平成27年度財調協議における、庁舎維持管理費の土地及び建物使用料に係る区側の発言を踏まえれば、広告料収入についても同様の財源確保努力であり、適切に財調算定されるべきものとする。	広告料収入は、各区が厳しい財政状況の中で、歳入確保のために努力した成果であり、本事業を行うことによって必然的に発生する歳入ではない。そのため、広告料収入を財調算定すべきとする都案は妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。
2	職員互助組合等交付金の見直し	職員互助組合等交付金のうち事業運営助成金について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 総務省の「地方公共団体における福利厚生事業の状況概要」における、特別区の福利厚生事業に対する公費負担割合の減少幅と整合する提案であることから、都案は妥当であると考えている。	職員互助組合等交付金における一部の事業のみの検証結果からの提案であり、経費全体の検証が不十分であることから、都案は妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	出張所管理運営費の見直し	出張所管理運営費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 都側調査の結果、決算額と現行算定額との乖離が確認でき、現在の標準区が施設の箇所数・面積等を考慮した設定となっていない以上、都案が妥当であると考えている。	都案は、人口と決算額の相関のみに着目し、標準区経費を一部固定から全固定に変更する提案となっている。しかしながら、本事業の標準区経費の設定においては、標準区における施設の箇所数・面積等を考慮し設定すべきであることから、都案は妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。
4	老人クラブ助成事業費の見直し	実施区が1区のみである老人社会奉仕団活動育成事業費の算定を廃止するとともに、特別区の実態を踏まえ、老人クラブ助成事業に係る需用費及び役務費を見直す。	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。	老人クラブ助成事業費について、算定内容（需用費、役務費、負担金補助及び交付金）を見直す。
5	成人保健対策費（訪問指導）の廃止	本事業については、実施区が5区のみであり、普遍性がないことから廃止を提案する。 また、提案に当たっては、各区に対して委託料とその他の経費について調査し、直営も委託も含めた調査であり、区の実態を踏まえた提案である。	都案は、直営や委託などの実施形態を含めた事業実施区数や実施件数が不明確であり、実態の把握ができておらず、区側が判断しうる情報が不十分なため、妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	不燃ごみ中継作業経費の見直し（態容補正）	不燃ごみ中継施設の用地賃借料について、平成25年度以降算定実績がなく、また、当該施設を有する2区においては従前から算定実績がないことから、算定を廃止する。 平成28年度財調協議において本経費の算定廃止を提案した際に、区側は「堀船中継所について、隅田川堤防工事の工事期間中に施設利用ができなくなる。代替手段として用地賃借料が発生する可能性があることを鑑み、代替手段が確定後に用地賃借料加算の取扱いを協議することについて異論はない。」と発言している。 堀船中継所はすでに中継施設としての役割を終え、中継作業経費自体が算定されていないことから、用地賃借料加算の廃止は妥当であると考えている。 なお、都として財調上での算定を否定するものではなく、移転や改築等の可能性が生じた段階で、改めて財調協議の場で協議し対応すべきものと考えている。	特別区における廃棄物処理体制は、中継施設も含めて一体として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。不燃ごみ中継施設における用地賃借料についても、平成25年度以降算定実績がないとしても、施設が存在する限り、移転及び改築等により将来発生する可能性がある経費であることから、算定を廃止する都案は妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。
7	不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止（態容補正）	不燃ごみ中継施設は、不燃ごみ量の減少等により廃止が続いており、現状では2施設となっている。また、改築等の予定がないことを当該施設を有する2区に確認している。 本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定を廃止する。 なお、廃棄物処理体制が不燃ごみ中継施設を含めて機能していることは理解しており、将来的に改築等が想定されるものの、少なくとも当面その予定がないことを確認しており、実績が見込めないため、廃止を提案しているものである。 都として財調上での算定を否定するものではなく、改築等の可能性が生じた段階で、改めて財調協議の場で協議し対応すべきものと考えている。	特別区における廃棄物処理体制は、中継施設も含めて一体として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。また、これまで算定実績がなく、現時点で改築等の計画がないとしても、中継施設の改築・プラント更新の経費は、施設が存在する限り、将来明らかに発生する経費であり、当補正は継続すべきである。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	農業委員会運営経費の見直し （態容補正）	農業委員会運営費における特定財源について、農業委員会交付金の実績を踏まえ、算定を見直すこととし、区側の意見を踏まえ、農業委員会設置区の平均によらず、農地面積、農家戸数等の平均規模で設定した。	実際の農業委員会交付金は農地面積、農家戸数等を基準として算定を行っているにもかかわらず、農業委員会設置区の平均により算定を見直す都案は妥当ではない。 農業委員会交付金が農地面積、農家戸数等を交付基準として算定をしている以上、財調算定も区ごとに比例すべきものとする。都側修正案は農業委員会設置区における農地面積、農家戸数等の平均から設定しており、妥当ではない。なお、農地面積、農家戸数等を基準として、特定財源を見直すならば、事業費も含めて、経費全体を見直すべきであるとする。	協議が整わなかった項目として整理する。
9	農漁業振興経費の見直し （態容補正）	農漁業振興に係る経費については、農漁業世帯数に応じ本態容補正で加算しており、現行算定は、事業実施区が9区しかないにもかかわらず、該当世帯のある20区に経費を加算している。 そのため、農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直すものである。結果的には、事業実施区のうち6区のみ算定となるが、その捕捉率は66%となり、捕捉率が222%と過大であった現行算定と比較すると、都側の見直し案は妥当であるとする。 本提案は、平成31年度財調協議における区案への対案を示したもので、現行算定の問題点は共有できたものと考えており、都も適切な算定となるよう引き続き検討を進めるが、事業実施している区側においても算定にあたる条件設定や指標などについて検討いただきたい。	農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直すとしているが、農業委員会を設置している区は事業実施区のうち、6区にとどまっている。 事業実施区は9区だが、農業委員会を設置している6区に限定することは、事業を実施しているにもかかわらず、算定されない区が生じることとなる。農業委員会設置区と本算定内容との関連性も明らかになっておらず、都案は妥当ではない。 なお、都区双方で検討していくことに異論はない。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	公有地拡大推進法 施行事務費の見直し	公有地拡大推進法施行事務費について、調査したところ、経費発生区は11区であり、節毎の状況を確認しても、役務費の7区が最多の節であるため、算定廃止すべき事業と考えるが、当事業については法施行事務であり、予算化せずに事業実施している区があることを踏まえ、算定廃止ではなく、経費を縮減した上で全固定とし、都市整備総務費へ経費を移行する。 なお、本提案は各区の決算額を基にした見直し案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えている。そのため、特定の節に係る事業費実績の23区平均により標準区経費を設定した。 また、決算実績がある区のみに着目し、現行算定における充足率を確認した結果、各区の充足率の平均は約13,500%となっており、既定経費の存在を踏まえずとも見直しを行う必要があると考える。 なお、財調制度は、区ごとに算定した基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足額を特別区財政調整交付金として交付することで、各区の財源保障を行うものであり、個別事業の財源を保障するものではない。	都案は、実績はあるが経費を明確に区分していない等の理由で決算額を回答していない区も含め、23区平均により標準区設定をしていることから、妥当ではない。経費の移行についても、本事業は個別の法定事務であり、経費の性質からも、都市整備総務費とは異なるため、都案は妥当ではない。 当事務は、法定事務であり、届出や通知を行う事務であることから、少なくとも事務的経費は発生するものと見込まれる。特別区の実態をもとに標準区経費を設定するためには、届出実績があり、既定経費で対応している区があるのであれば、その点も踏まえて設定すべきと考える。 また、決算実績がある区のみに着目し、現行算定における充足率が約13,500%となっているとのことだが、特別区の実態をもとに合理的かつ妥当な水準とするためには、事業費全体における特別区の実態を把握し、既定経費の存在を踏まえて見直しをすべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
11	地籍調査事業費の見直し	地籍調査事業費については、国庫支出金及び都支出金の対象事業を算定しており、当事業に係る各区の特定財源の実績額を確認したところ、算定が過大であったことから、算定経費を縮減するとともに、全比例での算定に変更する。 補助実績との乖離が確認できた以上、補助対象外経費の整理を待たずに見直しを行うべきと考えるが、事業を実施している区側から「国庫補助対象事業を実施するために必須となる補助対象外経費」について具体的に示されない限り、都としてはこれ以上見直し案を検討することはできない。 区として「国庫補助対象事業を実施するために必須となる補助対象外経費」があるのではないかと主張するのであれば、次年度以降、区側自らが調査・確認したうえで、明らかにすべきである。	都案は、国庫支出金及び都支出金の実績額を補助率で割り返して事業費を設定しており、補助対象事業費を含めた特別区の実態を踏まえていないことから、都案は妥当ではない。 国庫補助対象事業を実施するために必須となる経費が補助対象外経費としてあれば、算定すべき事業になると考えられるため、国庫補助対象外事業を含め、事業費総額、特定財源などの状況から特別区の実態をもとに標準区経費を設定すべきと考える。 また、補助実績との乖離についてであるが、補助対象事業費が国庫支出金及び都支出金から割返した経費以上にあるのかないのか、都側の調査結果からだけでは確認することはできないことから、補助対象事業費を明確にした上で、見直しを行うべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	道路改良工事費の見直し （態容補正）	土木費では、道路の更新・改修を含め、全ての区道の改良工事に要する経費を算定している。一方、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、事業費の実額に基づき算定された交付対象経費における地方債収入相当額を、翌年度以降均等分割により、その他諸費で算定している。そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費における算定額と、都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じていることから、現在、態容補正を設定し、減額している。しかし、現在の算定方法では、都市計画交付金算定対象の地方負担額と本態容補正による減算額が一致せず、財調算定上の不整合が生じている。 具体的には、令和2年度について、1区1事業に対し、態容補正による減算を行い、当事業の地方負担額は約1億6千6百万円である一方、態容補正減算額は約56万円となり、約1億6千5百万円もの乖離が出ている。また、昨年度の協議により見直した事項を反映している令和3年度については、1区1事業に対し減算を行い、当事業の地方負担額約8百万円に対し、減算額は1千3百万円であり、その差はマイナス5百万円となっており、5百万円も余計に減算されることとなっている。さらに、令和2年度の事例について、昨年度協議の見直しを反映すると減算額は約6千2百万円と増額となるが、地方負担額と減算額の差は、まだ約1億4百万円もある。 このように、地方負担額と減算額が一致せず、その結果、令和2年度に関しては減算額が過少、また令和3年度に関しては減算額が過大となっており、区間配分の公正性・公平性が担保されていないため、減算額を「都市計画交付金算定対象の地方負担額」へ見直すことを提案する。 また、現在、道路と同様に、都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を公園費の態容補正により減算しており、その減算額は、都区間で確認の上、都市計画交付金算定対象の地方負担額をそのまま減算することとしている。なお、都市計画公園整備事業の都市計画交付金の算定にあたっては、財調単価又は実施単価のいずれか低い額としており、実施単価がどのような単価になろうとも、都市計画交付金算定対象の地方負担額と財調の公園費における減算額は一致するため、財調算定上、道路橋りょう費と公園費の減算額の考え方に齟齬が生じている。	昨年度の協議により、算定の重複は、土木費における減算により適切に解消できていると考える。そのため、本態容補正による現在の算定方法で不整合は生じていないと考える。また、本来であれば都市計画事業費については、財調で算定するのではなく、全額を都市計画交付金で賄うべきものと考えている。 公園費の態容補正における減算については、都市計画交付金算定対象の地方負担額をそのまま減算する方法となっている。しかし、都市計画公園整備事業における都市計画交付金算定対象の地方負担額は、財調単価を上限にして面積を乗じたものとなっていることから、事実上、道路改良工事費の減算と同様の考え方であり、齟齬は生じていない。むしろ、区側としては、都市計画公園の更新・改修事業について、都市計画交付金の単価設定が財調単価を上限としているため、都市計画交付金算定対象の地方負担額と減算額が同額となっており、財源保障がなされていないことが問題であると考えている。 道路改良工事費と公園費で減算方法が異なるのは、都市計画交付金の単価設定が道路と公園で異なることによるものであることから、財調単価を上限としている都市計画公園整備事業の単価設定を見直すべきと考える。 なお、他の都市計画交付金算定事業と同様に、都市計画公園整備事業における単価を実績に変更してもらえれば、当然に公園費の態容補正も道路改良工事費と同様に、財調単価と面積による減算方式に変更すべきであると考えている。	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	学校運営費（防犯ブザー）の見直し	学校運営費の防犯ブザーに係る経費について、1個あたりの単価が実態と乖離しているため、小学校費については単価の見直しを行い算定を充実する。また、中学校費は実施区が6区のみであることから算定を廃止する。	都案は特別区の実態を踏まえた提案であり、合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。	小学校費（学校運営費（防犯ブザー））について、算定内容を見直す。 また、中学校費（学校運営費（防犯ブザー））について、算定を廃止する。
14	教育研究奨励費の廃止	教育研究奨励費について、実施区が7区のみであることから、算定を廃止する。なお、提案に先立って、各区に対して行った調査では、現在算定している「教育研究奨励費」に関する調査であることを示した上で、調査研究活動奨励補助に該当する事業名・事業内容・経費について、調査を実施しており、都の提案は妥当であるとする。	教育研究奨励費は、調査研究活動奨励補助以外の形態で実施されていることも考えられることから、実施形態を限定せず、区の実態を踏まえた見直しを行う必要があるため、都案は妥当ではない。	協議が整わなかった項目として整理する。

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項
基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	職員健康管理費	算定対象となる会計年度任用職員の人数は、特別区の実態を踏まえたものであるとのことだが、財調においては地方交付税制度同様25%の自主財源比率が設定されていることから、該当する人数は除くべきである。 また、委託料単価についても適正な水準とのことだが、各区で大きな単価差が発生しており適切ではない。 平成22年度財調協議では、区の実態の人数からではなく、財調算定上の適正規模を精査した上で、単価・規模を設定していることから、区案は合理的かつ妥当な水準とは言えない。	職員健康管理委託及びストレスチェック委託並びに雇入時健診に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 対象となる会計年度任用職員の人数は、特別区の実態を踏まえたものとなっており、標準区経費として適正な水準であると考え。また、平成29年度財調協議において見直された際、職員健康管理委託及びストレスチェック委託における非常勤職員等の人数は、区の実態の人数により算定しており、本提案においても、平成29年度財調協議同様、会計年度任用職員等の実態人数により算出していることから妥当であると考え。	協議が整わなかった項目として整理する。
2	地域コミュニティ活動支援費	区側の調査結果には、他の項目において算定済の事業が散見され、精査ができていない。また、年度によって各事業の実績にばらつきがあることから、標準区経費の設定にあたっては、精査する必要があると考える。	地域コミュニティ活動支援費について、特別区の実態を踏まえ、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。 本提案については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績及び一部の区については令和元年度の実績を除外し標準区経費を算出している。なお、前回見直しを行った平成26年度財調協議においては、単年度の実績により標準区経費を設定し、合意していることから、区案は妥当と考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
3	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	区側提案は、各区の経費にばらつきがあることから、一部の突出している区を含め、精査する必要があると考えるが、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	住民基本台帳ネットワークシステムの運営に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。	住民基本台帳ネットワークシステム運営費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	会計管理費（預金 利子）	預金利子収入は、市中金利の影響を受けるものであり、同様に市中金利の影響を受ける元利償還金の利率は毎年度変動させていることから、毎年度メンテナンスすべきと考えるが、各区への調査結果に基づく利率によるメンテナンス方法の困難性に鑑み、3年に1度を目安とした定期的な見直しを行うことを前提として、区案に沿って整理する。	預金利子について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。また、今後、3年に1度を目安に直近3か年の各区の預金利子収入額を参考にして見直し提案を行うこととしたい。	会計管理費について、算定内容（特定財源）を見直す。
5	企画調査費	基本構想、基本計画、実施計画の策定経費については、按分不可として経費積算から除外となっている区が多く、適切な標準区経費の設定となっていない。また、実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではない。しかしながら、区側修正案は都側意見を踏まえたものとなっており、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 公共施設等総合管理計画については、決算額が最大の区と最小の区で大きな差が生じているが、委託だけではなく職員により計画策定している区もあるという理由であり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 なお、区民意識調査については、再度内容を精査した上で提案するとのことであるため、今回は協議が整わなかった項目として整理する。	企画調査費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、調査結果を踏まえ、基本構想策定経費、基本計画策定経費、実施計画策定経費、公共施設等総合管理計画策定経費、区民意識調査経費を提案対象事業とする。 都側の意見を踏まえ、基本構想・基本計画・実施計画の策定経費については、経費按分不可の区について、経費計上区の経費比率から経費を算出し、決算平均により標準区経費を設定した。また、実施区の平均ではなく、未実施区も含めた平均で標準区経費を設定し、改めて標準区経費を設定した。 区民意識調査については、都側より平成30年度財調協議時の提案と比べ実施区数に乖離が見られるとの指摘を受けたため、次年度以降、再度内容を精査した上で提案することとする。	企画調査費について、算定内容（職員手当等及び個別施設計画策定経費以外）を見直す。 なお、区民意識調査については、協議が整わなかった項目として整理する。
6	住居表示管理費	区側提案は、決算の回帰分析の結果、測定単位と経費に相関が見られ、システム関連経費が固定的経費とのことであり、合理的かつ妥当な水準であることが確認できたことから、区案に沿って整理する。	住居表示管理に要する経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。 また、決算の回帰分析結果等を踏まえ、全比例での算定から一部固定での算定としている。	住居表示管理費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	生活困窮者自立支援事業費(被保護者就労準備支援事業等)	区側提案は、既に算定されている生活困窮者自立支援事業費のうち、被保護者就労準備支援事業について算定を改善するとともに、現在算定されていない被保護者健康管理支援事業を新規に算定すべきというものである。 標準区経費の設定に当たっては、既算定経費と同様に、前年度の国庫内示額に基づくとともに、算定対象とする事業については、これまでの見直しにあわせ実施区数が半数以上の事業にすべきと考えるが、この点を踏まえ標準区経費を再設定した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	生活困窮者自立支援事業費について、被保護者の健康の保持及び増進を図るための被保護者健康管理支援事業に係る経費を新規に算定する。併せて、被保護者就労準備支援事業に係る経費について、国庫補助事業の改廃を踏まえ、算定を改善する。 令和3年度財調協議を踏まえ、半数以上の区が実施している事業の前年度内示額にて改めて標準区経費を設定した。	被保護者健康管理支援事業について、新規に算定する。 また、被保護者就労準備支援事業について、算定内容（経費全体）を見直す。
8	避難行動要支援者個別計画策定経費	区側提案における事業モデルは、優先度を踏まえた計画を作成している3区の実績のみを用いている上、直近2か年平均決算額も約10万円から約860万円とばらつきがあり、標準区経費の設定として適切ではないため、地方交付税に準拠したモデルの設定に修正するべきと考える。 また、地方交付税においては、優先度が高い避難行動要支援者への計画作成経費が措置されており、おおむね5年程度で作成に取り組むこととされているため、令和8年度までの時限算定とするべきと考える。 これらを踏まえた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	令和3年5月20日施行の「災害対策基本法」一部改正により努力義務化された、避難行動要支援者個別計画策定に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、地方交付税に準拠したモデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。 また、地方交付税においておおむね5年程度とあるが、法に基づき行う事業であることから、時限算定とする必要はないと考える。しかしながら、現時点では当初に提示した恒常的な算定とする内容では、合意することは困難であるので、令和8年度までの時限算定として整理する。	避難行動要支援者個別計画策定経費について、新規に算定する。 なお、令和3年度再調整項目として算定する。
9	国民健康保険事業助成費（オンライン資格確認システム運営負担金）	平成30年度財調協議において、標準区経費は、政令基準により設定することとし、現行算定は、低所得者対策に係る繰出金を除けば、主として事務経費を算定している。 本経費は、法定内繰出金にあたるものではないことを、厚生労働省に確認しており、法定外繰出金となる本経費は、算定対象とならない。	国民健康保険事業助成費について、令和3年10月よりオンラインでの被保険者資格確認が開始されたことに伴い生じるオンライン資格確認システム運営負担金を新規に算定する。 本事業は、現行算定の国民健康保険総務費にあたるものである。また、国民健康保険繰出金の基本的な考え方を示す総務省通知によれば、一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰り出すべき事業にあたることから、算定すべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	【単位費用】【態容補正】国民健康保険事業助成費（子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置）	国民健康保険事業助成費の算定における基本的考え方としては、前々年度決算値を用いることとして平成20年度財調協議において整理されていることから、均等割単価も前々年度単価により設定すべきと考える。 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準にあるため、区側修正案に沿って整理する。 なお、次年度以降の標準区経費については、各区の未就学児の保険料軽減措置額により設定すべきであり、また、算定に当たっては、算定年度の前々年度の未就学児数により行うべきと考える。	国民健康保険事業助成費について、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する経費を新規に算定する。また、現行の均等割保険料軽減と同様に、当該区の未就学児の多寡により割増又は割減となる態容補正を設定する。 都側の意見を踏まえ、令和2年度単価により改めて標準区経費を設定した。 次年度以降の標準区経費の設定方法等における都案について、異論はない。	【単位費用】【態容補正】国民健康保険事業助成費（子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置）について、新規に算定する。
11	後期高齢者医療制度事業助成費（健康診査委託料）	平成20年度財調協議において、「特定健診について、従来、老人保健事業として実施されてきた基本健康診査が廃止され、75歳以上については広域連合での特定健診へ移行するが、制度設計上、一般財源負担は発生しないことから、財調上は算定対象としない」こととした。 本経費は、広域連合からの委託事業であることから、その単価差は、委託者に求めるべき経費であると考え。また、基本項目以外の健診項目については、広域連合からの委託でありながらも、一部区の負担が発生していることは承知している。しかし、本事業は努力義務とされ、その実施主体は広域連合となり、さらに、委託事業の中で各区で財政状況を勘案の上、独自の政策的判断等により上乗せ相当分として実施しているものであることから、財調上の算定対象に当たらないものとする。	後期高齢者医療制度事業助成費について、健康診査事業に係る経費を新規に算定する。 平成20年度財調協議において、制度設計上、一般財源負担が発生しないとされたのは、特定健診の健診項目のうち、腹囲を除く基本項目である。基本項目における委託単価は、東京都後期高齢者医療広域連合から示されるが、実態として全区において契約単価との間に単価差が生じている。 基本項目以外の健診項目について、東京都後期高齢者医療広域連合の「健康診査・歯科健康診査推進計画」によれば東京都内62団体中60団体が実施している。さらに健診項目を2つに分けると、医師の判断に基づき選択的に実施する項目と区独自項目がある。医師の判断に基づき選択的に実施する項目は、国庫補助事業であり19区以上で実施している。区独自項目は、一部の項目について過半数の区で実施しており、いずれの項目も普遍性のある事業である。以上から算定すべき事業と考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費	昨年度の区側提案に対し、都側から「標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が不十分」、「プレハブといった一時的に設置されている施設の改築・大規模改修経費を、児童福祉費で標準算定されている他の施設と同様の単価や年度事業量を用いて算定することについて、考え方を整理する必要がある。」と指摘している。 また、区案は、令和2年度決算額のみを用いて標準区経費を設定している。令和2年度は、例年にはないパーテーションの購入経費など、新型コロナウイルス感染症対応経費が含まれていると考えられることから妥当ではないと考える。 さらに、標準区経費の設定に当たって、区案には普遍的でない経費が含まれていることから改めて経費の精査をすべきと考える。 次に、報酬について、区案は単に決算額を基に標準区経費を設定しているが、標準区における1クラブ当たりの配置人数を考慮して設定すべきと考える。 これらを踏まえた区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、単年度決算のみでは、年度による実績のばらつきを標準区経費に反映することができないため、基本的には複数年度による経費設定とすべきであると考え。そのため、「新・放課後子ども総合プラン」の計画期間終了後の見直しにあたっては、複数年度の実績により標準区経費を設定すべきと考える。	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブに係る経費について、算定を充実する。 令和3年度財調協議において都側から指摘のあった、積算に用いる施設面積のばらつきや、プレハブ等の仮設施設の取扱については、複合施設等の面積を精査したほか、投資的経費の設定において、プレハブ等の仮設施設に係る面積を除外し、標準区施設面積を積算している。 都側の意見を踏まえ、標準区経費の積算に用いる数値を令和2年度決算額から令和元年度決算額に置き換え、報酬の1クラブ当たり配置人数については現行算定を据え置くとともに、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
13	私立保育所施設型給付費等	区側提案は、全ての加算項目を対象に調査し、そのうち半数を超える園が加算されている項目をモデル経費として標準区設定していることが確認できた。合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区案に沿って整理する。	公定価格の見直しに伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。	私立保育所施設型給付費等について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等	区側提案は、全ての加算項目を対象に調査し、そのうち半数を超える園が加算されている項目をモデル経費として標準区設定していることが確認できた。合理的かつ妥当な水準であると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。	公定価格の見直しに伴い、私立認定こども園施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。
15	利用者負担（保育所等）	保育所等の利用者負担額については、子ども・子育て支援法において、施設型給付費に係る利用者負担額は、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」とされ、同法施行令において、保護者の市町村民税所得割課税額による階層区分ごとに負担額が定められ、この額が、国庫負担金及び都道府県負担金の精算基準とされていること、地方交付税に係る標準団体行政経費において、私立施設の施設型給付費、及び地方財政措置とされる公立施設の施設型給付費は、国基準の利用者負担額を前提に積算されていること、を踏まえ、都区財政調整における標準区経費の設定として、合理的かつ妥当な水準は、国の基準によるべきものと考えている。 なお、市町村における国基準との差額の負担については、地方交付税制度上設けられている25%の留保財源により対応しているものと考えられ、都区財政調整制度においても同様に25%の自主財源が設定されていることから、自主財源で対応すべき経費であると考えている。	各区が設定する保育料について改めて実態を調査したところ、現行の国基準の算定と大きく乖離している状況が、改めて明らかとなった。財調においても、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきと考える。都内市部や全国自治体との比較においても、特別区の保育料水準が、一般的な市町村における保育料の水準から乖離しているとは言えないため、特別区の実態を踏まえた設定の方が、国が定める上限額による設定よりも、標準区における保育料設定としては適切であると考えている。	協議が整わなかった項目として整理する。
16	女性福祉資金貸付金	区側提案は、実施区が少数となっている貸付金を廃止するだけでなく、これまで算定していた貸付金が償還されるよう標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。	女性福祉資金貸付金について、特別区の実態を踏まえ、貸付金を廃止するとともに、令和3年度までに算定した貸付金を今後7年間で償還するものとして諸収入を設定し、算定を改善する。併せて、貸付金の償還が完了する令和10年度までの時限算定とする。	女性福祉資金貸付金について、算定内容（貸付金、特定財源）を見直す。 なお、令和10年度までの算定とする。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
17	保育室運営費等事業費	区側は、保育室の設置箇所数が減少していること、今後さらなる減少が見込まれていることから廃止提案をしているとのことであるが、平成25年度財調協議の時点で実施区は7区のみであり、既に普遍性はなかったものとする。区案は、これまでの都の主張と合致するものであり、廃止が妥当と考えるため、区案に沿って整理する。	保育室運営費等事業費について、実施区数が少数に留まり、今後も減少傾向が見込まれることから、算定を廃止する。	保育室運営費等事業費について、算定を廃止する。
18	住宅宿泊事業経費	標準区経費の設定に当たり、経費発生区のみ決算平均額を取っている点については、精査が必要であるが、経費未発生区を含めて積算した区側修正案は、おおむね合理的な水準になっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 今後、新型コロナウイルス感染症や観光業の状況等に変化が見られた際には、再度検証を行うべきである。	「住宅宿泊事業法」の施行に伴い、事業者からの届出受理等に係る経費について、新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、経費未発生区を含めて積算するなど、改めて標準区経費を設定した。なお、状況等に変化が見られた際に検証することに異論はない。	住宅宿泊事業経費について、新規に算定する。
19	健康診査（胃がんリスク検診）	胃がんリスク検診については、厚生労働省健康局長通知別添の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診ではなく、平成29年度財調協議においても、本指針に基づく検診ではないことから不調となった。現時点においても本指針に変更はないため、標準的な需要とはいえない。	健康診査（胃がんリスク検診）に係る経費について、新規に算定する。 指針に位置付けられていないことをもって算定しないのではなく、各区が実施している状況を踏まえ標準算定すべきと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。
20	公衆喫煙所維持管理経費	各区で整備されている公衆喫煙所は一律同規模ではなく、決算平均額及び箇所数にのみ着目した区側提案は妥当性を欠いている。標準区経費の作成に当たっては、公衆喫煙所一つ一つの形状、経費、事業内容等を詳細に把握し、一箇所当たりの規模を分析し、標準区としてのあるべき需要に見合った経費設定を検討していくべきである。	令和2年4月1日施行の「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」に合わせて整備されている公衆喫煙所について、維持管理に係る経費を新規に算定する。 今回の協議では、経費設定が課題であることが明確になったことから、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
21	母子保健指導費 （両親学級）	既存算定の母親学級は長年見直しがされておらず、核家族化の進行、育児不安の増加等、母子の健康を取り巻く諸状況が変化していることも鑑みると、事業モデルを両親学級とし、既存算定の一体的見直しを図る区側提案はおおむね妥当と考える。しかし、標準区経費の設定に当たっては、区の実績をもとにしたものであり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	母子保健指導費における母親学級について、特別区の実態を踏まえ、母子保健指導費（母親学級）を母子保健指導費（両親学級）と統合し、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、経費未発生区を含めて積算するなど、改めて標準区経費を設定した。	母子保健指導費について、算定内容（経費全体）を見直す。
22	【投資】清掃工場 その他施設	施設整備計画の作成にあたってはごみ量を推計することになるが、人口については、令和12年をピークに減少に転じ、「東京都区市町村別人口の予測」（平成29年3月・東京都）では、令和22年の区部人口が952万人まで減少見込みとなっており、「『未来の東京』戦略」（令和3年3月・東京都）においても、令和42年の人口は875万人まで減少見込みであることから、今後50年間の需要を見込むにあたっては人口減少を考慮すべきと考える。 また、区側提案の施設整備計画では、建替え予定の集中により、年度によって焼却能力に大きな増減が生じており、安定的な全量処理体制を確保するためには、施設整備の平準化を図り、各年度における必要な焼却能力を確保した計画とする必要があると考える。 次に、利率について、財政融資資金における平成29年度から令和3年度までの直近5か年実績の利率は0.2～0.3%程度であり、市場公募地方債として発行している都債の20年債も直近5か年実績は0.3～0.7%程度と低い水準で推移している。また、土木費等の他費目の投資的経費においては元利償還金の利率を直近の財政融資資金の金利を基に設定していることから、清掃費も同様の考え方で利率を設定すべきと考える。 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染状況による社会情勢等の変化を予測することが難しいことも理解はできるため、今回の見直しは区案のとおり整理する。 なお、次回の計画改定にあたっては、都の示した課題も踏まえて検討し、今後50年間の需要見込み等の更なる精査を図りたい。	清掃工場の改築経費等について、東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画の改定を踏まえ、算定を改善する。 50年間の施設整備計画及び財源計画は、東京二十三区清掃一部事務組合において策定したものであり、妥当であると考ええる。	【投資】清掃工場その他施設について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））	昨年度の合意では、一件当たりの貸付金額を7,740千円、総貸付件数83,973件、総貸付金額6,500億円と見込み、この貸付金について、令和3年度の利子補給に係る経費を算定した。昨年度合意と実績との差は、フレーム影響額では昨年度合意では前倒し分も含めて約276億円だったものに対し、実績を基にした試算では約179億円となっており、その差は97億円と大きなものとなっている。 区側提案における融資モデルは、令和2年度の融資実績を回帰分析した後の数値から見込んだものであり、実績値を的確に反映したものとは言えず、見込み数値を使用するのではなく、実績件数及び実績額からの融資モデルとすべきである。 区側修正案は、現状の調査結果からみると、おおむね合理的かつ妥当な水準であると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 ただし、昨年度の合意内容と同様に、令和5年度以降の算定分は、毎年度、実績に基づき見直すべきである。	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））について、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業への融資あっせんの利子補給に係る経費を新規に算定する。また、令和4年度以降の経費を令和4年度から令和10年度にかけて時限的に算定する。現状のままでは合意が困難であるため、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 令和5年度以降の算定分について、実績が判明した段階で、見直しを行うことに異論はない。	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））について、新規に算定する。 なお、令和3年度再調整項目として算定する。
24	商工振興費（工業振興費助成）	平成30年度財調協議における都側の意見は、新規算定された時点と比べ、特別区を取り巻く状況や事業の実施目的、内容等は変化しているため、実施事業の精査・分析等を行い、継続事業も含め、改めて核となる事業を整理し適切な標準区経費とすべきとしたものである。 区案は、実施区数が少なく普遍性のない事業も含んでおり、また、既存の核となる事業は維持したまま、その核に属する事業を整理したものであり、改めて核となる事業を抜本的に見直すべきと考える。 また、区側から全比例とする考え方が示されたが、各区の決算実績等を見る限り、その事実を確認することはできない。	商工振興費について、包括算定されている工業振興費助成の経費全体を見直し、算定を充実する。 平成30年度財調協議での都側の意見を踏まえ、各区の工業振興助成における実施事業をすべて検証し、本経費で算定されている各事業が継続して実施されており、経費については、増加していることが確認できた。これらを踏まえ、算定を充実すべきと考える。 区案は、区が現時点で実施している事業をすべて挙げて整理した結果、既存の核となる事業の継続が確認できたものであり、既存事業を維持したまま整理したものではなく、本提案での見直しは妥当なものである。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
25	消費者対策事業諸費（消費者相談）	区側提案は、規模となる人数、回数や日数を見直すものだが、単価は変えずに決算額を除いたものであり、経費設定方法として妥当ではない。 標準区経費の設定に当たっては、事業の実施目的や内容を詳細に把握し、単価、人数、回数等の規模を分析する必要があり、その上で、標準区としてのあるべき需要に見合った経費設定とすべきである。	消費者相談事業に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 なお、決算額を単価で除する経費の設定手法はこれまで多くの事業でとられており、それを以って妥当でないというべきではない。	協議が整わなかった項目として整理する。
26	建築行政費（防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託）	区案は、標準区経費の設定にあたり、23区全区での実施を確認の上、単価及び件数を23区平均により設定していることから、合理的かつ妥当な水準であると考え。また、毎年の報告が必要であることや経過措置以後の報告件数について年度間で大きなばらつきが生じるものでないことを踏まえ、標準区経費に係る件数を直近の令和2年度実績に基づき設定しており、その妥当性についても確認することができたことから区案に沿って整理する。ただし、年数の経過等により、実態との乖離が確認できた場合は、適切に見直すべきと考える。	「建築基準法」の一部改正により義務化された特定建築物の防火設備定期検査報告に係る公益財団法人への委託料について新規に算定する。 本事業における定期検査報告は、本来、毎年報告が必要であるが、報告に関する経過措置が令和元年5月31日まで設けられており、その経過措置後の平準化された件数実績が判明するのは令和2年度実績からである。経過措置以後の報告件数については、年度間で大きなばらつきが生じるものではないと考えられるため、令和2年度の実績に基づき標準区経費を設定することは妥当と考える。	防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27	耐震診断支援等事業費	都は、令和3年3月に耐震改修促進計画を改定し、耐震化の新たな目標を示すとともに、目標達成に向け、更なる取組を推進することとしている。また、当計画の中で、都は、区市町村が実施する普及啓発に係る経費や耐震診断・耐震改修等への助成に係る経費を補助することで、戸建て住宅等の耐震化を総合的に支援することとしている。そのため、標準区経費の設定にあたっては、現在実施されている都補助事業や国補助事業の活用を前提に、特定財源を設定すべきと考える。また、特定財源の額についても、本来の実績単価と比較し過少となる、「特定財源総額を事業件数で除して算出」された単価に基づき設定するのではなく、直近の令和3年度の負担割合や補助限度額等に基づき、事業費に見合った額で設定すべきと考える。 耐震診断等助成費に係る事業費単価については、国補助・都補助の活用を想定した事業であることから、区単事業に係る経費を除くなど、設定根拠となる区側の実績を改めて精査の上、国や都の補助限度額の範囲内で設定すべきと考える。 耐震診断等助成費に係る事業件数については、当計画が令和7年度末までに目標の達成を図ることとしていることから、標準区経費の設定に当たっては、自然更新率を踏まえて推計した、行政として耐震化を図る必要がある令和7年度時点の未耐震化件数を基に、事業費件数を設定すべきと考える。 これらを踏まえ、改めて標準区経費を設定し直した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	本事業は、住宅の耐震化率の目標を令和2年度までに95%とする都の耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までの時限算定となっていた。今回、都の計画が改定され、目標が令和7年度までにおおむね解消となったことから、耐震診断支援等事業に要する経費を、令和4年度から令和7年度にかけて時限的に算定することを提案する。 都側の意見を踏まえ、特定財源、事業費単価、事業件数について以下とおり精査し、改めて標準区経費を設定した。特定財源については、現在実施されている都補助事業や国庫補助事業における直近の令和3年度の負担割合や補助限度額等に基づき設定した。事業費単価については、単独事業に係る経費を除くなど、設定根拠となる実績を改めて精査の上、国や都の補助限度額の範囲内で設定した。事業件数については、自然更新率を踏まえて推計した行政として耐震化を図る必要がある令和7年度時点の未耐震化件数を基に、事業件数を設定した。	耐震診断支援等事業費について、新規に算定する。 なお、令和3年度再調整項目として算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	【投資・態容補正】防災生活道路整備・不燃化促進事業（まちづくり）	当事業に関しては、都の補助対象事業であり、補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」算定とする区案は、区間配分の公正性・公平性からも妥当であるため、区案に沿って整理する。 なお、財調制度は、区ごとに算定した基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足額を特別区財政調整交付金として交付することで、各区の財源保障を行うものであり、個別事業の財源を保障するものではない。	都の「防災都市づくり推進計画」の改定に伴い、新たに時限的に東京都防災密集地域総合整備事業補助金の対象とされた、防災生活道路整備・不燃化促進事業に係る経費について、まちづくりに要する事業費を加算する態容補正により新規に算定する。本態容補正は、まちづくりに要する事業費について、特別区の事業実施に支障が生じないよう財源保障をするものであることから、補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を基本的に「2/2」算定するべきと考える。 算定年度については、当態容補正が前年度事業費を加算するものであるため、当事業に対する都補助事業が終了する年度の翌年度までの算定とする。	防災生活道路整備・不燃化促進事業（まちづくり）について、新規に算定する。 なお、当事業に対する都補助事業が終了する年度の翌年度までの算定とする。
29	【小・中学校費】学校運営費（学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費）	週5日回収を行うモデル設定とした区側修正案は、都の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。	学校運営費について、学校給食用牛乳の空き紙パックのリサイクル回収に係る経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、牛乳紙パックのリサイクル回収について、週5日回収を行うモデルを設定し、改めて標準区経費を設定した。	学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費について、新規に算定する。
30	【小・中学校費】学校運営費（学習状況調査費）	平成23年度財調協議において、区が独自に行っている調査の目的としたものは、国が目的とする「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」というものと、同一のものであると考えることから、区の調査は国の調査の上乗せ事業であり、財調上で算定すべき標準的需要ではないと考える。	学校運営費について、児童・生徒一人ひとりの学習状況を把握するため行う学習状況調査に係る経費を新規に算定する。 国が行っている調査とは実施目的、対象学年や科目数等が異なり、国の調査とは別の事業であると考え。 なお、区側は上乗せという認識はないが、本事業に限らず、仮に上乗せの事業だとしても算定されるべき事業であると認識していることを申し添える。	協議が整わなかった項目として整理する。
31	【小・中学校費】学校運営費（家庭学習環境通信整備事業費）	各区で実施している事業の対象者が精査されておらず、現時点において、本事業を標準区経費としての妥当性を判断することができない。	学校運営費について、タブレット等を用いた家庭学習を行うためのルータ貸付等、通信環境整備に係る経費を新規に算定する。 貸付等対象児童生徒数の発生率を乗じて標準区経費を設定していることから、妥当性はあるものとする。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
32	【小・中学校費】 学校運営費（学校教育ICT化関連経費）	運用保守経費については、令和3年度財調協議で合意した教育用コンピュータ整備費に付随した経費であり、また、23区で実施しており普遍的に発生している需要であることが確認できたことから、標準区経費の設定については区案に沿って整理する。なお、国がGIGAスクール運営支援センター整備事業として運用保守事業を対象とした補助事業の創設を予定していることから、国事業の内容や水準、補助創設後の区の決算状況を踏まえ、改めて経費設定の妥当性を判断する必要があるため、国が運用保守事業に対する補助制度を創設した年度の翌年度までの時限算定とすべきと考える。 また、学習用ソフトウェアライセンス料については、国が無償利用可能なものとして実施しているMEXCBT（メクビット）事業と類似した取り組みであると認識しているにも関わらず、該当する経費を含めているなど標準区経費として妥当ではない。国事業を踏まえて精査すべきである。	児童・生徒一人一台のPC導入に伴う、運用支援及びヘルプデスクの設置に係る運用保守経費並びに学習用ソフトウェアライセンス料を新規に算定する。 運用保守経費については、GIGAスクール運営支援センター整備事業との一定程度の関連性が考えられるが、現時点では予算要求段階であること、また詳細な事業内容が明らかになっていないことから、今後の動向を注視し、必要に応じて見直すこととして恒常的に算定すべきという考えに変わりはないものの、都側から示された、運用保守事業に対する国補助の創設された翌年度の決算による見直しを前提とした、国補助創設の翌年度までの時限算定として整理する。 学習用ソフトウェアライセンス料については、国が実施するMEXCBT事業が一定程度類似した取り組みであることは認識しているが、令和3年度時点では実証段階であること、機能拡充の過渡期であり今後の提供状況や各区の導入判断については不透明なことから、現時点においては特別区の実態を踏まえた算定とすべきものとする。	教育用コンピュータ運用保守経費について、新規に算定する。 なお、国補助創設の翌年度までの算定とし、学習用ソフトウェアライセンス料については、協議が整わなかった項目として整理する。
33	【小・中学校費】 学校運営費（授業目的公衆送信補償金）	標準区経費の設定について、積算内容の精査が必要であるという点に対応した区側修正案は、合理的かつ妥当な水準であることから区側修正案に沿って整理する。	学校運営費について、授業目的公衆送信補償金を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、人数設定等を精査し、改めて標準区経費を設定した。	授業目的公衆送信補償金について、新規に算定する。
34	【小・中学校費】 学校運営費（学校諸室冷房設備整備経費）	工事請負費と委託料で標準区経費を設定した区側提案は、既に教育費で算定している普通教室等と同様にリース経費とすべきである。区側修正案はリース期間満了後に無償譲渡を受けている事例を除外しているものの、事例も少なく影響も小さいことから、区側修正案に沿って整理する。 なお、無償譲渡等の事例は今後増加することもあることから、見直しにあたっては当該事例についても、しっかりと反映すべきである。	学校運営費について、特別教室及び給食室への冷房設備の整備及び保守点検に係る経費を新規に算定する。 都側の意見を踏まえ、リース設置により改めて標準区経費を設定した。	学校諸室冷房設備整備経費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35	【中学校費】学校職員費（部活動指導員報酬）	区側修正案は、時間当たりの単価については都補助単価を基に設定すべきであり、一校あたりの時間数については全区平均とすべきとした都の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから区側修正案に沿って整理する。	中学校における学校職員費について、部活動指導員に係る経費を新規に設定する。都側の意見を踏まえ、都補助単価をもとに単価設定を行う。また、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	部活動指導員報酬について、新規に算定する。
36	学校図書館システム運営費	区側修正案は、学校図書館システムが学校ごとに導入されているものであれば測定単位学校数に比例する経費として設定すべきという都の意見を踏まえ、標準区経費として合理的かつ妥当な水準となっており、システムの導入に伴い縮減される経費についても令和3年度財調協議の学校司書に関する見直しにおいて反映されていることが確認できたことから、区側修正案に沿って整理する。	学校図書館システムに係る経費について、新規に算定する。学校図書館システムは一般的に学校ごとに導入されているため、都側の意見を踏まえ、改めて標準区経費を設定する。	学校図書館システム運営費について、新規に算定する。
37	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	都の補助事業については、都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたものであり、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。そのため、都事業に対する上乗せとして実施している本事業については、財調上の「あるべき需要」ではなく、都事業が廃止されるといった状況の変化がない限り、議論する必要はないものと考えている。	幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案する。幼児教育・保育の無償化が行われた令和元年10月に、国は30万8,400円を無償化の基準とした。これを受けて、都は当時の都内幼稚園の平均保育料が33万円であることから、生活保護世帯等を除き、保護者の負担が生じないように、差額の2万1,600円を補助することとしている。一方で、都内幼稚園の平均保育料は、年々上昇しており、都の「令和3年度都内私立幼稚園入園児（4歳児）納付金調査」によれば、令和3年には36万6,639円となっており、都補助額を差し引いても、約3万7千円の保護者負担が生じている。特別区では、こうした負担を軽減するため、また都事業では不足している額を補完するため、事業に取り組んでいる。こうした背景を踏まえると、本事業が「あるべき需要」であるかについて、引き続き都区で議論を続けていく必要があると考えている。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
38	障害者スポーツ推進事業費	障害者スポーツの普及促進は重要な事業であると認識しているが、具体的な事業内容の精査がなされておらず、対象とする事業の普遍性やその妥当な水準について明らかにされなかったことから、現時点において、本事業を標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。	障害者スポーツの振興や環境整備等に係る経費について、新規に算定する。 障害者スポーツを通じた健康長寿社会や共生社会の構築等を実現するべく、各区がそれぞれ事業を実施しているものであり、決算をもとに設定した区案は合理的かつ妥当な水準であると考ええる。	協議が整わなかった項目として整理する。
39	【中学校費】学校運営費（部活動講師謝礼等）	部活動講師については、部活動指導員と部活動における実技指導等の共通業務を行うことから、同一期間における活用状況を確認する必要があることに加え、各区の時間単価にばらつきがある理由も具体的な理由が不明確であるため、区側提案の妥当性を判断することができない。	部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、1校当たりの経費を見直し、算定を充実する。 部活動指導員と同一期間における活用状況を確認する必要はないという考えに変わりはない。	協議が整わなかった項目として整理する。
40	私立幼稚園施設型給付費	区側修正案は、施設機能強化推進費加算についても他の加算項目と同様に扱うべきという都の意見を踏まえて修正しており、全ての加算項目を対象に調査し、そのうち半数を超える園が加算されている項目をモデル経費として標準区設定していることが確認できたことから、合理的かつ妥当な水準であると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。	公定価格の見直しに伴い、私立幼稚園施設型給付費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 都側の意見を踏まえ、施設機能強化推進費加算を除外、及び経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。	私立幼稚園施設型給付費について、算定内容（扶助費、特定財源）を見直す。
41	放課後子ども教室推進事業費	特別区の実態を踏まえた提案とのことであるが、具体的に対象としている事業内容等が精査されておらず、区側提案の妥当性を判断することができない。 また、本事業については平成26年度財調協議において言及した「東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準」があるべき妥当な水準であると考ええる。	放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに、算定を充実する。 都補助基準が特別区の事態を捕捉できていない現況を踏まえれば、区案のとおり特別区の実態を踏まえた設定とすべきと考ええる。	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	35人学級への対応	標準行政規模の見直しにあたって、都側が区側に指摘した測定単位「学級数」に係る経費について、見直すべき経費ではあるが、全体への影響が極めて少なく、今後、学校運営費の全般的見直しを行う際に、当該経費についても合わせて見直すとした区側の見解に異論はない。また、同様に指摘した要保護標準要保護児童就学援助費の積算方法についても、見直すべきであるが影響額が少なく、時限的なものであることから見直しを行わないとした区側の見解について、標準算定という性格上、区の決算を保障するものではなく、密度補正を経たとしても実態通りの算定となるものではないことから区側の見解に異論はない。これらの確認がとれたことから、区案に沿って整理する。 特別教室等の普通教室への転用経費については、標準行政規模の「学級数」が変わらないことから、標準区における普通教室の不足は発生しないということになると考える。また、態容補正での算定についても、区案で試算した結果、各区の充足率が45%から650%と大きく乖離することが分かっており適切とは考えられないことに加え、転用工事の実施理由や実施内容が複合的になることが考えられ、35人学級への対応に伴う転用工事費だけを正しく把握して算定することが非常に困難であると考えられる。 なお、本経費は法改正に伴うものであり、実態としても生ずる需要であることから、特別交付金で算定すべきとする区の考えは理解するが、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って取り扱われるものとする。	令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行されている。 本提案は、この法改正に伴い、標準行政規模の小学校教育等における児童数を見直すとともに、普通教室の不足に対応するため、特別教室等の普通教室への転用経費を算定するものである。 提案内容だが、1点目の標準行政規模の見直しについては、令和4年度に小学校における第3学年までの1学級あたりの児童数を40人から35人に引き下げ、以降令和7年度まで段階的に引き下げるものである。 また、児童数の引き下げにあたっては、あわせて標準区経費の該当箇所を引き下げることで、最終的に単位費用に増減が生じないよう調整を行う。 2点目の特別教室等の普通教室への転用経費については、35人学級への対応によって、普通教室が不足する区立小学校を抽出し、その発生率を算出した。ここから標準区における特別教室等の普通教室への転用が必要となる学校数を算出し、これに転用を行う1室当たりの実施区平均の整備単価を乗じて、積算した。 本提案は法改正に対応する経費であり、財調においても、必要な需要として、反映すべき内容と考えている。 転用工事の実施理由や内容が複合的になる場合が考えられ、35人学級への対応に伴う転用工事費だけを正しく把握することが非常に困難という都側の考えは理解できる。 しかしながら、法改正に伴う対応であり、実態としても生じている需要であることから、特別交付金において、特別教室等の普通教室への転用経費を算定すべきと考える。	35人学級への対応について、標準行政規模（児童数・児童生徒数）を見直す。 特別教室等の普通教室への転用経費については、協議が整わなかった項目として整理する。

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。 各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。 これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる特別の財政需要に該当すると考えられる事業が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えるところに変わりはない。 また、区側からの「各区は、現行の算定ルールに基づき、特別の財政需要に該当すると考えられる事業について申請しているに過ぎない。」という発言が、これを証明している。 次に、算定の透明性・公平性の向上について、特別交付金の算定にあたっては、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」と、地方自治法施行令に規定され、毎年度、申請されたすべての案件について、この規定及び算定ルールに基づき判断しているため、現行の算定ルールは透明性・公平性の観点から、その内容について、大きな問題はないと考える。 また、昨年度の区側提案である算定除外経費の明確化については「都区双方の事務軽減に繋がる。」この1点で合意したが、今年度も多くの区から算定除外経費の申請があり、事務の軽減には繋がっていないことから、今回の区側提案には合意するものではない。 なお、算定除外事業については、12月交付分、3月交付分ともに各区に対して示しており、協議を経ずとも、区側で情報共有すれば実現するものと考ええる。	「特別交付金の割合の引き下げ」と「算定の透明性・公平性の向上」について、具体的な提案をした。 「特別交付金の割合の引き下げ」について、例年の財調協議において、都側からは「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるには、5%が必要である」との主張が繰り返されている。 しかしながら、現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のことであり、各区の申請状況をもって割合を改める必要はないとする論拠にはなり得ない。今後の景気動向が不透明な状況下だからこそ、各区が安定的な財政運営を行っていくため、特別交付金の割合の引き下げによって普通交付金の財源を確保する必要があることから、今後も都区で協議を重ねていくべきであると考ええる。 次に、「算定の透明性・公平性の向上」について、昨年度に引き続き、区側が認識していない運用ルールの明確化を行い、特別交付金の算定の透明性・公平性を高めたいと考える。具体的には、都側が統一対応として算定除外している事業について、毎年度全区に提示することを提案した。都側が統一対応として算定除外としている事業は、当該区しか把握出来ない状態となっており、他区には周知されていない。これを各区に周知することで、算定の透明性・公平性が高められ、かつ都区双方の事務の軽減にも繋がるものである。提案の内容は、都側がこれまで各区に算定除外として示した事業をまとめて、全区に提示するものである。各区に対して個別に示しているものを、全区に周知するものであり、何ら問題はないと考える。	協議が整わなかった項目として整理する。

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	都市計画交付金		都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しを行うべきと考える。 近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和2年度にかけて約216億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても年々増加傾向となっている。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。 今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれる。 これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求める。 また、これまでも再三情報の提示を求めているにもかかわらず、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。特に目的税である都市計画税の用途については、国は、議会や住民に対しその用途を明らかにするとともに周知することが適当であるとしている。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、区側が求める情報の開示を求める。 都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的には財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しかしながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じていただくようお願いする。	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	（調整税に係る過誤納還付金の取り扱い）	調整税に係る過誤納還付金は、平成22年度以降、毎年200億円余、平成21年度に至っては800億円近い額となっており、平成21年度以降の累計額は約2,800億円にもなる。都財政に深刻な影響を与えており、看過できない状況であることから、引き続き国への提案要求を行っている。過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられていることから、今年度も引き続き国へ法改正の提案要求をしているものである。都としては、ぜひとも区側の理解をいただき、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたい。	過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。このような協議が続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意のないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。	

3 財源を踏まえた対応

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源を踏まえた対応	現在の協議状況及び高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎え、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、公共施設改築経費を臨時的算定すべきとの提案であるが、「令和3年度再調整」の協議でも申し上げたとおり、昨今の地震の発生状況や、今後30年以内に70%の確率でマグニチュード7級の首都直下地震が起これと予測されていることを考えると、公共施設の多くは、災害時における避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられることや、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築需要費が存在したことから、当該時期の年度事業量をゼロとすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論はない。 なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期への対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっていることから、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で前倒し算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとする。 また、この公共施設改築工事費の前倒し算定に加え、各区の財政健全化を図る観点から、都側から追加提案を行う。都市計画交付金の地方債収入相当額については、翌年度以降4か年の均等分割により算定しているが、令和2年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和5年度の算定額を令和4年度算定額に追加し、前倒しで算定する。また、令和4年度に算定対象となる「義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額」について、令和4年度償還予定額に追加して未償還元金を前倒しで算定する。	改めて令和4年度財源見通しが示されたが、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みであるとのことだった。今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができておらず、継続検討課題とした項目も含め、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えている。 一方で、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっている。 そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。 都側から、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定及び義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定について、提案があったが、財源を踏まえた対応での算定は、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。 令和4年度の普通交付金の財源状況を見ると、都案の影響額による区間配分への影響は、さほど大きくはないこと、また、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定については、後年度の算定予定額全額ではなく、一部の前倒しであり、区間配分への影響を考慮したものとなっている。 以上の点を踏まえ、令和4年度の財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定及び義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定並びに都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定を行うこととして、整理したい。	公共施設改築工事費の臨時的算定、義務教育施設の新築・増築等に係る元利償還金相当額の前倒し算定、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定の3項目について整理する。

令和3年度都区財政調整（再調整）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	3年度の対応	まず、区側から提案のあった商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））について、令和3年度貸付分の当年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費を算定するとともに、令和4年度以降全ての利子補給分を前倒しで算定する。次に、本年10月7日には足立区で震度5強の地震が観測され、その後も山梨県で震度5弱、茨城県で震度4など、関東近県を震源地とした地震が複数回発生していること、また、今後30年以内に70%の確率で、マグニチュード7級の首都直下地震が起こると予測されていることを鑑み、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要等に係る経費について、再算定すべきと都は考えており、首都直下地震等に対する防災・減災対策として、「避難行動要支援者個別計画策定に係る経費」、「耐震診断支援等事業に係る経費」及び「災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費」の算定を提案する。なお、このうち、「避難行動要支援者個別計画策定に係る経費」及び「耐震診断支援等事業に係る経費」については、令和3年度から令和7年度までの経費を一括で算定する。最後に、財政健全化対策として、令和元年度の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和5年度の算定額を前倒しで算定する。	都側から、再調整項目として、災害時に避難所となる公共施設の改築需要等に係る経費について、提案があった。その点について異論はないが、区側としては、再調整で算定すべきその他の事業として、本来、標準算定すべき事業であるにもかかわらず、過去の協議等により未算定となっている事業や、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきと考える。具体的には、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））の令和3年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費や、耐震診断支援等事業費、学校運営費の学校教育ICT化関連経費及び学校諸室冷房設備整備経費、授業目的公衆送信補償金、また、放課後児童クラブ事業費の見直しが挙げられる。今回示された都側提案を見ると、区側から提案した項目については、耐震診断支援等事業費など、一部しか盛り込まれていない。また、都側から提案があった、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定についてだが、再調整での算定については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。令和3年度の普通交付金の財源状況を見ると、都案の影響額による区間配分への影響は、さほど大きくはないこと、また、後年度の算定予定額全額ではなく、一部の前倒しであり、区間配分への影響を考慮したものとなっている。以上の点を踏まえ、令和3年度再調整については都側提案に沿って整理したい。	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定、首都直下地震等に対する防災・減災対策の3項目について整理する。